



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年1月11日火曜日 第1623号

## ◇ 目 次 ◇

字の区域の変更（玉川町）.....	1
字の名称の変更（大洲市）.....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	3
医師の指定.....	5
指定医師の所在地の変更.....	6
医療機関の指定.....	7
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	7
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	7
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（3件）.....	7
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	8
林業用種苗生産事業者の登録の抹消.....	8
林業用種苗生産事業者の登録の失効.....	8
漁業の免許.....	9
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	9
漁港の指定の内容の変更.....	9
建設業者の許可の取消し.....	9
公有水面埋立免許の出願（2件）.....	10
公共測量の実施の通知.....	11
道路の区域変更（一般国道317号外）.....	11
道路の供用開始（"）.....	12
道路の区域変更（県道六軒家石手線）.....	12
道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....	12
道路の供用開始（"）.....	12
道路の区域変更（県道中島環状線）.....	13
道路の区域変更（県道直瀬洪草線）.....	13
道路の供用開始（"）.....	13
道路の区域変更（一般国道440号）.....	13
道路の区域変更（県道宇和高山線）.....	13
道路の供用開始（"）.....	14
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	14
道路の供用開始（"）.....	14
道路の区域変更（県道蔵川大谷線）.....	14
道路の供用開始（"）.....	15
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	15
道路の供用開始（県道節安下鍵山線）.....	15
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	15
道路の供用開始（"）.....	15
開発行為に関する工事の完了.....	16

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	16
電子入札システム用機器の借入れ.....	16

## 公営企業告示

落札者等の告示（3件）.....	17
------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、玉川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域			摘要	
	字名	地番			
大字法界寺	字五反地	大字法界寺	甲281の1の一部	これに伴う道路、水路等を含む。	
		字五反地下	甲285の3の一部		
		字畦田上	甲287の8		
	字堂ノ元	大字法界寺	字惣門ノ本		甲281の1の一部及び甲281の6
			字五反地		甲282の1の一部及び甲283の一部
			字五反地西		甲284
			字五反地下		甲285の3の一部
			字畔田ノ下		甲289
			字ピワノクボ		甲292の一部
			字ピヤノクボ		甲302の1及び甲303
字クボノ上			甲304		
字ヒイタ			甲307及び甲308		
字宮地			甲309の一部及び甲310の一部		
字マツモト	大字法界寺	字アリモト	甲312の2及び甲312の3		
		字惣門ノ元	甲314の5		
		字與惣平田	甲316の2及び甲316の3		
		字コフカキ	甲393の1の一部及び甲394の1の一部		
		字堂ノ元	甲290の4		
		字ピワノクボ	甲292の一部		
		字アリモト	大字法界寺	字宮地	甲309の一部及び甲310の一部
				字ミノツジ	甲320の1

		字大善寺分	甲321の1		字源太郎持	大字法界寺	字土ヤシキ	甲428の1の一部
		字下六里ノ下	甲378の6				字ミヤノシタ	甲432の一部
		字ナガトヲリ	甲379の4				字古落	甲445の1の一部及び甲445の3の一部
		字イケノウチ	甲383の1の一部、甲384の1の一部及び甲387の1の一部				字石田	甲447の1の一部、甲447の2、甲450及び甲451
		字池ノ内	甲387の3の一部				字マエ石田	甲452の一部、甲453の一部及び甲454の一部
字池ノ内	大字法界寺	字アリモト	甲311の1の一部及び甲317の1の一部				字河ノ上	甲455の一部及び甲456の一部
		字イケノウチ	甲383の1の一部、甲384の1の一部、甲385の1、甲385の3、甲386の1及び甲387の1の一部				字ラクタ	甲457の一部
		字ソヲタ	甲388の1の一部				字屋敷田	甲458
		字イタヤノマエイデ上	甲389の1の一部				字クチナジグロ	甲469の一部
字コワカキ	大字法界寺	字宮地	甲309の一部及び甲310の一部		字河ノ上	大字法界寺	字古落	甲445の1の一部、甲445の2の一部及び甲445の3の一部
		字アリモト	甲311の1の一部				字マエ石田	甲452の一部、甲453の一部及び甲454の一部
		字ソヲタ	甲388の1の一部				字ラクタ	甲457の一部
		字イタヤノマエイデ上	甲389の1の一部				字クチナジグロ	甲469の一部
		字イタヤノマエ	甲390の1、甲391の1及び甲392の1				字カワノ上	甲471及び甲472
字フケ田	大字法界寺	字森宮	甲404の1の一部		字グソク	大字法界寺	字三反地	甲468
		字リン田	甲408の一部				字フケタ	甲479の1及び甲479の2の一部
		字上六里ノ下	甲409の1及び甲410の1				字サカイ	甲481の一部、甲482の一部及び甲483の一部
		字宮ノ下	甲416の1				字フケタ	甲479の2の一部
字森宮	大字法界寺	字リン田	甲408の一部		字ヤクマツチトリ	大字法界寺	字石本	甲537の一部及び甲540の一部
		字ミヤノシタ	甲432の一部				字阿小ノ口下	甲548及び甲564
		字ナカニシ	甲434の1及び甲440の一部				字堀田	甲549
		字モリノミヤ	甲435の1				字阿小ノ口	甲563
		字ハナゴング	甲436の1及び甲437				字ヤクマ土取奥	甲568の2
		字ゴング	甲438の1、甲439、甲443及び甲444		字登り立	大字法界寺	字ノボリ立	甲585の1、甲585の2、甲585の4及び甲587
		字シャーシタ	甲441及び甲442の一部				字畑田ノ下	甲588
		字古落	甲445の2の一部及び甲445の3の一部				字畑田	甲591及び甲592
字土ヤシキ	大字法界寺	字ミヤノシタ	甲430の1及び甲432の一部					
		字ナカニシ	甲440の一部					
		字シャーシタ	甲442の一部					
		字古落	甲445の2の一部及び甲445の3の一部					
		字石田	甲447の1の一部					

○愛媛県告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大洲市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

変 更 前	変 更 後
大字仁久	長浜町仁久
大字長浜	長浜
大字青島	長浜町青島
大字黒田	長浜町黒田
大字沖浦	長浜町沖浦
大字今坊	長浜町今坊
大字櫛生	長浜町櫛生
大字須沢	長浜町須沢
大字出海	長浜町出海
大字下須戒	長浜町下須戒
大字穂積	長浜町穂積
大字上老松	長浜町上老松
大字豊茂	豊茂
大字白滝	白滝
大字戒川	戒川
大字大越	長浜町大越
大字柴	柴
大字晴海	長浜町晴海
大字拓海	長浜町拓海
大字宇和川	肱川町宇和川
大字大谷	肱川町大谷
大字中居谷	肱川町中居谷
大字中津	肱川町中津
大字西	肱川町西
大字名荷谷	肱川町名荷谷
大字山鳥坂(旧肱川町)	肱川町山鳥坂
大字予子林	肱川町予子林
大字山鳥坂(旧河辺村)	河辺町山鳥坂

大字植松	河辺町植松
大字横山	河辺町横山
大字川崎	河辺町川崎
大字川上	河辺町川上
大字河都	河辺町河都
大字三嶋	河辺町三嶋
大字北平	河辺町北平

○愛媛県告示第4号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
大王製紙株式会社  
四国中央市三島紙屋町2番60号  
代表取締役社長 二神勝利
- 2 事業場の名称及び所在地  
大王製紙株式会社三島工場  
四国中央市三島紙屋町5番1号
- 3 特定施設に関する事項  
(1) オゾン漂白

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第23号ト 漂白施設	
特定施設の能力	1日当たりバルブ1,500トン処理	
工事の着手予定年月日	平成17年3月15日	
工事の完成予定年月日	平成17年11月30日	
使用開始の予定年月日	平成17年12月1日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 6.0~9.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 17.500 最大 25.400

浮遊物質 量（単位 1リットルに つきミリグ ラム）	通常 4,400 最大 5,800
窒素含有 量（単位 1リットルに つきミリグ ラム）	通常 83 最大 125
りん含有 量（単位 1リットルに つきミリグ ラム）	通常 21 最大 42
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 30,000 最大 30,000

(2) 試験研究用洗浄施設

特定施設の種 類	政令別表第1第71の2号イ 洗浄施設	
特定施設の能 力	1日当たり0.5立方メートル使用	
工事の着手予定年月日	平成17年3月15日	
工事の完成予定年月日	平成17年3月22日	
使用開始の予定年月日	平成17年3月23日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	7時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 40
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 10
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 0.5 最大 0.5	

備考 標準試料として使用した有害物質を含む廃液はすべて産業廃棄物として処理業者で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

総合排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和48年8月28日
処 理 施 設 の 種 類	紙パルプ製造排水処理施設

処 理 施 設 の 型 式	生物処理 + 物理処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鋼板製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	初沈槽（2基） 直径 70メートル 高さ 3.5メートル 曝気槽 縦 40メートル 横 80メートル 高さ 5.5メートル 縦 50メートル 横 65メートル 高さ 5.5メートル 縦 58メートル 横 110メートル 高さ 5.2メートル 凝沈槽（3基） 直径 65.5メートル 高さ 5.8メートル 砂ろ過（23基） 直径 5.5メートル 高さ 5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり333,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	沈殿 + 活性汚泥 + 凝集沈殿 + 砂ろ過		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.0 最大 7.0~9.5	通常 6.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 550 最大 830	通常 66 最大 100
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 550 最大 700	通常 30 最大 50
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 40	通常 15 最大 20
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 4	通常 1.5 最大 2
	通常 281,450 最大 290,000	通常 281,450 最大 290,000	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5 最大 5.8~8.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 66 最大 100
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 50

	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 15 最大 20
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ グラム)	通常 1.5 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 281 450 最大 281 450

備考 処理後の一部を用水として再利用する。  
化学的酸素要求量の汚染状態は、平成16年度を目標に通常1リットルにつき60.5ミリグラムへの削減に努める。

No.6 排水口 (生活排水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.2 最大 0.5

No.7 排水口 (生活排水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
------------	----------------	----------------------

	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 2

No.9 排水口 (生活排水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	通常 7.0 最大 6.0~8.0
	化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 50
	浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 10
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 2

備考 他に雨水排水口が124ヶ所ある。

○愛媛県告示第5号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
ぼうこう又は直腸機能障害	外科	愛媛県立今治病院	明比 俊	今治市石井町四丁目5番5	平成17年1月4日
〃	〃	〃	原田 雅光	〃	〃
〃	〃	〃	八木 草彦	〃	〃
〃	〃	〃	山元 英資	〃	〃
聴覚・平衡・音声、言語又はそしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田口 亜紀	東温市志津川	〃

〃	〃	〃	西 田 直 哉	〃	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	井 口 利 仁	今治市喜田村七丁目1番6号	〃
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	〃	三 宅 步	〃	〃

## ○愛媛県告示第6号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
間 口 元 文	西 条 中 央 病 院	西条市朔日市804番地	ま な べ 病 院	西条市氷見丙477	平成16年 10月4日
榊 優	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	弘 仁 会 共 立 病 院	西条市三津屋南9番10号	平成16年 10月31日
雁 木 淳 一	公 立 周 桑 病 院	西条市壬生川131番地	西 条 市 立 周 桑 病 院	西条市壬生川131番地	平成16年 11月1日
和 久 利 彦	〃	〃	〃	〃	〃
伊 藤 嘉 信	〃	〃	〃	〃	〃
矢 野 春 海	〃	〃	〃	〃	〃
植 田 聖 也	〃	〃	〃	〃	〃
松 木 克 之	〃	〃	〃	〃	〃
山 口 朋 孝	〃	〃	〃	〃	〃
松 田 昌 三	〃	〃	〃	〃	〃
武 本 本 久	〃	〃	〃	〃	〃
小 野 武 志	〃	〃	〃	〃	〃
盛 岡 純 二	〃	〃	〃	〃	〃
小 林 瑞	〃	〃	〃	〃	〃
福 崎 良	〃	〃	〃	〃	〃
岩 瀬 孝 志	〃	〃	〃	〃	〃
越 智 淳 三	〃	〃	〃	〃	〃
小 林 丈 二	〃	〃	〃	〃	〃
櫛 部 英 郎	〃	〃	〃	〃	〃
田 窪 健 二	〃	〃	〃	〃	〃
笹 谷 勝 巳	〃	〃	〃	〃	〃

殿 山 勇 次	"	"	"	"	"
垣 内 悟 動	"	"	"	"	"
加 藤 壽 一	加 藤 内 科	八幡浜市産業通 6 番28号	医 療 法 人 加 藤 内 科	八幡浜市産業通 6 番28号	平成16年 12月 1日

○愛媛県告示第7号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
そよかぜ薬局	新居浜市中萩町 1 - 40		平成17年 1月 1日

○愛媛県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上組地区）の施行を平成16年12月22日認可した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、重信町南野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・若宮地区）の施行を平成16年12月20日認可した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・御城池下地区）の施行に平成16年12月22日同意した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第11号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・門松地区）の施行に平成16年12月22日同意した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第12号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、五十崎町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上池地区）の施行に平成16年12月22日同意した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第13号

県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区（猿川原工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 縦覧期間  
平成17年 1月12日から 2月 8日まで
- 縦覧場所  
松山市役所及び北条支所

○愛媛県告示第14号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（宮ノ下工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 縦覧期間  
平成17年 1月12日から 2月 8日まで
- 縦覧場所  
内子町役場

○愛媛県告示第15号

県営中山間地域総合整備事業内山地区（ノマズ工区）の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第89条の 2 第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書

- 2 縦覧期間  
平成17年 1月12日から 2月 8日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場

- 供する。  
平成17年 1月11日  
愛媛県知事 加 戸 守 行
- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
  - 2 縦覧期間  
平成17年 1月12日から 2月 8日まで
  - 3 縦覧場所  
西予市野村総合支所

○愛媛県告示第16号

西予市営単独土地改良事業二間市地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に

○愛媛県告示第17号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第 1 項の規定に基づく次の生産事業者の登録を抹消した。  
平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業者の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
193	曾我部 元 近	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地1740		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
197	森 岡 孝 弘	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地1498		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
198	倉 本 重 喜	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地206		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
200	佐 藤 賢 資	南宇和郡城辺町大字 緑 9 番耕地146 - 1		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
201	増 田 通 章	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地399		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
202	宮 岡 荘 六	南宇和郡一本松町大 字広見987		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡一本松町大 字広見
319	池 田 嘉 蔵	南宇和郡一本松町広 見709番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡一本松町広 見
322	土 居 石 松	南宇和郡一本松町広 見2234		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡一本松町広 見

○愛媛県告示第18号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第 1 項の規定に基づき、次の生産事業者の登録は、失効した。  
平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所		生産事業者の内容		事業所の名称及び所在地	
	氏名又は名称	住所	種 穂	苗 木	名 称	所 在 地
52	一本松生産森林 組合	南宇和郡一本松町広 見乙326 - 31		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡一本松町広 見
194	梶 田 森 夫	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地936		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
196	田 原 保 雄	南宇和郡城辺町大字 緑 2 番耕地269		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 緑
199	宇都宮 稔	南宇和郡城辺町甲45 70 - 3		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡城辺町大字 城辺
203	上 野 幸 哉	南宇和郡御荘町大字 和口332		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡御荘町大字 和口
320	有限会社 南予花木園	南宇和郡一本松町増 田5322番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成		南宇和郡一本松町増 田



321	南宇和森林組合	南宇和郡城辺町甲15 34 - 1		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	南宇和郡城辺町
332	池 田 寿 明	南宇和郡一本松町広 見723番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	南宇和郡一本松町広 見
333	宮 下 重 一	南宇和郡一本松町広 見46番地		1 幼苗の育成 2 幼苗以外の苗木 育成	南宇和郡一本松町広 見

○愛媛県告示第19号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第10条の規定に基づき平成17年 1月 1 日次のように区画漁業を免許した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
燧特区第134号	越智郡波方町小部甲153番地 3 小部漁業協同組合	平成16年10月15日愛媛県 告示第2116号のとおり	平成17年 1月 1 日から 平成21年 3月31日まで
燧特区第135号	〃 〃	〃 〃	〃

○愛媛県告示第20号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年 1月11日から 1月24日まで

○愛媛県告示第21号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の指定の内容を次のように変更する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	種類	所在地	区 域	
			水 域	陸 域
櫛生	第 2 種 漁港	(変更後) 大洲市	(変更後) 大洲市長浜町櫛生乙	水域の欄に規定する イ線、同欄に規定す

	1248番 1 に設置された標柱（イ点）から 277 度 242 メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、同市長浜町櫛生甲24番地先に設置された標柱（ハ点）から 330 度 185 メートルの地点（二点）に引いた線（ロ線）、ロ点から二点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	る口線、同欄に規定するイ点から 148 度 261 メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から 199 度 10メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から 240 度 173 メートルの地点（ト点）に引いた線、同欄に規定する八点からト点に引いた線及び水際線により囲まれた地域
(変更前) 喜多郡長 浜町	(変更前) 長浜町大字櫛生字 着浦乙1248番の 1 に 設置された標柱（イ 点）から 277 度 242 メートルの地点（ロ 点）に引いた線（イ 線）、同町大字櫛生 字高松甲27番の 1 に 設置された標柱（ハ 点）から 330 度 185 メートルの地点（二 点）に引いた線（ロ 線）、ロ点から二点 に引いた線及び陸岸 により囲まれた海面	

○愛媛県告示第22号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般 - 12 第12151号)	平成13年 1月 5 日	協立技建(株)	武村 健二	松山市中野町375 - 1	平成16年 11月 4 日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 12 第1514号)	平成12年 11月26日	黒田土建(株)	泉田 保夫	松山市北斎院町795 - 1	平成16年 11月10日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 12 第13066号)	平成12年 5月19日	亀岡建設	亀岡 康久	上浮穴郡小田町大字立 石1340	平成16年 11月15日	建築工事業	建設業の廃止

( 般 - 14 ) 第15050号	平成14年 6月24日	河野塗装	河野 敬	今治市東鳥生町1 - 8 - 8	平成16年 11月15日	塗装工事業	建設業の廃止
( 般 - 12 ) 第11879号	平成12年 9月16日	(有)フレックス	仙波 忠	松山市道後湯之町15 - 22	平成16年 11月17日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 13 ) 第14753号	平成13年 7月6日	四国エンジニアリング サービス(株)	篠原 道重	松山市土居田町336 - 1	平成16年 11月22日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第23号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び八幡浜市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸 守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

八幡浜市字沖新田1589番から同市北浜一丁目1590番25までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.30メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（八幡浜市字沖新田1583番1の八幡浜港四等三角点）は、北緯33度27分28.1514秒、東経132度25分5.0715秒の地点

1点は、基点から真北34度43分10秒173.98メートルの地点

2点は、1点から真北311度45分51秒108.07メートルの地点

3点は、2点から真北41度45分52秒290.00メートルの地点

4点は、3点から真北149度58分05秒43.50メートルの地点

ウ 面積

24,906.30平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

八幡浜市字沖新田1589番から同市北浜一丁目1590番25までの地先公有水面及び陸地

イ 区域

次の①点から⑧点までを順次直線で結んだ線及び⑧点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（八幡浜市字沖新田1583番1の八幡浜港四等三角点）は、北緯33度27分28.1514秒、東経132度25分5.0715秒の地点

①点は、基点から真北41度57分54秒172.67メートルの地点

②点は、①点から真北311度45分51秒200.01メートルの地点

③点は、②点から真北41度45分52秒265.00メートルの地点

④点は、③点から真北131度45分52秒19.67メートルの地点

⑤点は、④点から真北59度58分05秒39.47メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北149度58分05秒83.50メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北121度49分40秒48.21メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北214度26分26秒222.61メートルの地点

ウ 面積

50,350.75平方メートル

- 3 埋立地の用途

漁港施設用地

- 4 出願年月日

平成16年12月22日

○愛媛県告示第24号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び愛南町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛南町

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

代表者 町長 谷口長治

南宇和郡愛南町城辺甲4179番地2

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡愛南町外泊491番2から同493番に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点から12点までを順次直線で結んだ線並びに12点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+2.10メートル)の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町外泊495番1地先の外泊第5防波堤に設置された金属鈔)は、北緯32度56分18秒、東経132度28分46秒の地点

1点は、基点から真北230度56分36秒90.96メートルの地点

2点は、1点から真北0度17分29秒4.51メートルの地点

3点は、2点から真北77度44分05秒10.10メートルの地点

4点は、3点から真北167度44分05秒1.00メートルの地点

5点は、4点から真北77度44分05秒3.10メートルの地点

6点は、5点から真北347度44分05秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北77度44分05秒25.90メートルの地点

8点は、7点から真北167度44分05秒1.00メートルの地点

9点は、8点から真北77度44分05秒3.10メートルの地点

10点は、9点から真北347度44分05秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北77度44分05秒7.80メートルの地点

12点は、11点から真北18度35分57秒12.44メートルの地点

ウ 面積

643.88平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡愛南町外泊489番から同493番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町外泊495番1地先の外泊第5防波堤に設置された金属鈔)は、北緯32度56分18秒、東経132度28分46秒の地点

A点は、基点から真北239度58分34秒116.24メートルの地点

B点は、A点から真北0度17分29秒58.69メートルの地点

C点は、B点から真北93度13分46秒93.93メートルの地点

D点は、C点から真北183度13分46秒25.70メートルの地点

E点は、D点から真北198度18分27秒22.73メートルの地点

F点は、E点から真北257度44分05秒37.98メートルの地点

G点は、F点から真北221度28分45秒3.48メートルの地点

H点は、G点から真北260度18分36秒9.24メートルの地点

I点は、H点から真北320度25分07秒7.67メートルの地点

ウ 面積

5,080.14平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成16年11月29日

○愛媛県告示第25号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、地域振興整備公団今治都市開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 公共測量(3級基準点測量)

2 作業期間 平成17年1月11日から平成17年3月25日まで

3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	317号	松山市市場町甲280番4地先から 同市末町甲58番3まで	旧	メートル 7.8~21.8	キロメートル 0.166	
			新	8.5~31.4	0.166	

県 道	松山東部環状線	松山市末町乙2番5地先から 同市末町甲13番2まで	旧	7.1~30.0 9.0~23.0	0.090 0.119	
			新	7.1~30.0 9.0~25.0	0.090 0.119	

## ○愛媛県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	317号	松山市食場町甲167番2から 同市末町甲58番3まで	平成17年 1月11日
県 道	松山東部環状線	松山市末町乙2番5地先から 同市末町甲13番2まで	〃

## ○愛媛県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町1386番2から 同市道後湯之町1380番2地先まで	旧	メートル 5.4~16.8	キロメートル 0.053	
			新	5.4~16.8	0.053	

## ○愛媛県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市馬木町537番2から 同町545番まで	旧	メートル 16.9~37.6	キロメートル 0.084	
			新	16.9~40.3	0.100	

## ○愛媛県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市馬木町537番2から 同町545番まで	平成17年 1月11日

## ○愛媛県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中島環状線	温泉郡中島町大字粟井丙6番1から 同大字乙30番1まで	旧	メートル 7.0~15.2	キロメートル 0.220	
			新	7.0~18.6	0.220	

## ○愛媛県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町前組2347番1地先から 同町前組2333番2まで	旧	メートル 3.8~7.0	キロメートル 0.150	
			新	4.8~21.0	0.150	

## ○愛媛県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡久万高原町前組2347番1地先から 同町前組2333番2まで	平成17年1月11日

## ○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷古味3236番2から 同字3252番まで	旧	メートル 15.0~24.0	キロメートル 0.180	
			新	19.0~25.0	0.180	

## ○愛媛県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市宇和町野田968番3から 同町山田4713番4まで	旧	メートル 6.6~24.6	キロメートル 0.638	
			新	9.8~51.0	0.600	

## ○愛媛県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	西予市宇和町野田968番3から 同町山田4713番4まで	平成17年 1月11日

## ○愛媛県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林836番2	旧	メートル 4.8~5.1	キロメートル 0.023	
			新	15.9~16.2	0.023	

## ○愛媛県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡肱川町大字予子林836番2	平成17年 1月11日

## ○愛媛県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	蔵川大谷線	喜多郡肱川町大字大谷3188番2から 同大字3223番2まで	旧	メートル 4.3~11.5	キロメートル 0.125	
			新	10.8~15.3	0.126	

○愛媛県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔵川大谷線	喜多郡肱川町大字大谷3188番2 から 同大字3223番2 まで	平成17年 1月11日

○愛媛県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見220番2 から 同大字240番2 まで	旧	メートル 4.0 ~ 4.4	キロメートル 0.041	
			新	6.2 ~ 8.0	0.041	

○愛媛県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川中87番地先から 同大字85番地先まで	平成17年 1月11日

○愛媛県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都851番2	旧	メートル 4.6 ~ 19.0	キロメートル 0.030	
			新	7.8 ~ 19.0	0.028	

○愛媛県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都851番2	平成17年 1月11日

○愛媛県告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16今局建（開）第10号 平成16年12月20日	越智郡大西町大字宮脇甲192番1	越智郡大西町大字宮脇甲177番地 有限会社 三皿農園 代表取締役 越智 章太郎

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年12月20日	特定非営利活動法人なもし開縁隊	門屋 哲 朗	愛媛県松山市東長戸四丁目 6 番 7 号	この法人は、歴史、文化、観光資源、経済活動に着目し、地域密着型の地域振興、産業経済の発展、村おこし、まちづくりの推進活動及び交流の促進を支援するための事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年12月27日	NPO法人後方支援センター	三 浦 宇 史	愛媛県松山市紅葉町五丁目12番野村ビル2階201号	この法人は、高齢者や障害者への健康運動士による健康体操等のメニュー指導や福祉施設、小規模作業所に対しての販路、仕入れ改革等の指導相談を行いながら、高齢者、障害者の健康増進や自立支援を図る事によって、社会に広く貢献することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
電子入札システム用機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
電子入札システム用機器一式（サーバ18台、パソコン

- 5台、プリンタ2台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、保守一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成17年 3月 1日から 3月31日まで
- (5) 借入場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法



入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
 また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」の営業種目「レンタル・リース」について平成16年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課技術企画室技術情報係  
 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
 電話番号 (089)941 2111 内線2649

- (2) 入札書の受領期限  
 平成17年2月21日（月）午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
 (1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
 平成17年2月21日（月）午後2時  
 愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
 なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効  
 2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
 要
- (6) 落札者の決定方法  
 この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased:  
 Computer Equipment and Related Services for Electronic Bidding Configuration System ,1set ( Server System × 18 , Computer × 5 ,Printer × 2 ,Peripherals Complete Set , Software Complete Set ,Maintenance Complete Set )
- (2) Time limit of tender:2:00 P.M .,21 February 2005
- (3) For further information ,please contact:  
 Technical Information Section ,Engineering planning office Administration Division ,Civil Engineering Department ,Ehime Prefectural Government ,4 4 2 Ichibancho ,Matsuyama ,Ehime 790 8570 Japan  
 TEL 089 941 2111 Ext 2649

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 1月11日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県立病院血管連続撮影システム 一式 (月額賃借料/県立中央病院、県立今治病院、県立新居浜病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年12月13日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	14,639,205円	一般競争入札	平成16年10月29日
磁気共鳴画像診断(MRI)システム 一式 (月額賃借料/県立南宇和病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成16年12月13日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	3,577,245円	一般競争入札	平成16年10月29日

CRシステム 一式 (月額賃借料/県立中央病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年12月13日	株式会社自治体病院 共済会 東京都千代田区紀尾 井町3番27号	3,376,275円	一般競争入札	平成16年10月29日
-----------------------------	---	-------------	--	------------	--------	-------------

## ○愛媛県公営企業告示第2号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 1月11日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
人工透析システム 一式 (県立今治病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年12月13日	株式会社サナス 愛媛県松山市山越六 丁目16-23	71,400,000円	一般競争入札	平成16年10月29日
デジタルX線テレビシステム 一式 (県立今治病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成16年12月13日	株式会社日立メディ コ松山営業所 愛媛県松山市三番町 四丁目7-7	35,700,000円	一般競争入札	平成16年10月29日

## ○愛媛県公営企業告示第3号

次のとおり落札者を決定した。

平成17年 1月11日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
重油(JIS K2205 1種2号) 約530,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成16年11月30日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	42,525円	一般競争入札	平成16年10月22日